

合併協定書

平成15年1月24日

北員大藤

勢弁安原

町町町

1 合併の方式

員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町及び同郡藤原町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成15年12月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「いなべ市」とする。

4 新市の事務所の位置

当面の新市の事務所の位置を員弁町大字笠田新田111番地とする。

5 財産の取扱い

4町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

また、治田財産区有財産は、治田財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

1 新市の議会の議員の定数は、24人とする。

2 4町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉦産税及び特別土地保有税については、4町に相違がないため現行のとおりとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 4町の一般職の職員及び西員弁清掃組合の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については合併後速やかに給料の格差是正を行なう。

10 特別職の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 4 その他の条例で定める特別職の職員については、4町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。各町で設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させる必要があるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 3 合併後、逐次制定し施行させるもの

12 事務組織及び機構の取扱い

- 1 現在の北勢町、員弁町、大安町及び藤原町の庁舎を有効活用した事務組織及び機構とする。
- 2 新市の事務組織は、住民サービスが低下しないように充分配慮する。
- 3 新市の事務組織及び機構は、合併時には混乱を招かないよう、現組織を基本として統合するが、その後段階的に「新市における組織、機構の整備方針」に基づき再編整備する。

【新市における組織・機構の整備方針】

- 1 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織、機構
- 2 住民の声を適正に反映できる組織、機構
- 3 住民にわかりやすく、利用しやすい組織、機構
- 4 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織、機構
- 5 簡素で効率的な組織、機構

13 一部事務組合等の取扱い

- 1 4町及び一部の町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新市において合併の日に当該組合等に参加する。ただし、西員弁清掃組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事業については新市において行なう。
- 2 事務の委託については、4町は合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により締結する。ただし、北勢町と藤原町との間における斎場の事務の委託については、2町は合併の日の前日をもって規約を廃する。
- 3 員弁郡介護認定審査会は、合併時に規約の変更を行なう。
- 4 員弁郡土地開発公社は、合併時に定款の変更を行なう。

14 使用料、手数料等の取扱い

- 1 4町で差異のない使用料及び手数料等については、現行のとおりとする。
- 2 4町で差異のある使用料及び手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について検討し調整する。
なお、調整は合併後10年以内の早期に調整を図るものとする。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- 1 各町共通の団体について
 - ア 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
 - イ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。
 - ウ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- 2 各町独自の団体について
原則として、現行のとおりとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行なう。

1 団体に係るもの

(1) 4町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

(2) 4町において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。

2 事業に係るもの

(1) 4町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。

(2) 4町において独自の補助金、交付金等については、事業の実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。

なお、調整は合併後10年以内の早期に調整を図るものとする。

17 町名、字名の取扱い

4町の町名、字名は、現行のとおりとし、「大字」を削除した名称とする。

18 慣行の取扱い

1 市章、市民憲章、市の木及び花等については、新市において定める。

2 各種宣言については、新市において定める。

3 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設する。

19 国民健康保険事業の取扱い

1 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、4町に相違がないため、現行のとおりとし、葬祭費については、30,000円とする。

2 保健事業については、4町の事業の現況を踏まえ、4町で相違のあるものは合併時まで調整し統一するものとし、4町で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

3 保険料率については、統一を図るものとする。

20 介護保険事業の取扱い

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 保険給付の内容については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 保険料については、適正な保険料を算定し統一を図るものとする。
- 4 普通徴収納期については、統一を図るものとする。

21 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において調整する。

22 行政区の取扱い

自治会（区）長会は現行のとおりとし、新たに地区単位による代表者制を導入する。

23 各種事務事業の取扱い

各種事務事業については、次の事項に留意し、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、その一元化に向け調整を図るものとする。

- 1 4町が実施している同一あるいは類似の事務事業については、合理化、効率化に向け調整する。
- 2 4町が実施している独自の事務事業については、従来からの経緯、実情を考慮し調整する。

なお、調整は合併後10年以内の早期に調整を図るものとする。

23-1 国際交流事業

国際交流事業については、新市に引き継ぐものとする。

23-2 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合を図るものとする。

また、他のシステムについては、新市において調整し構築するものとする。

23-3 広報広聴関係事業

1 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し情報の提供に努めるものとする。

2 広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

23-4 情報公開事業

市政に対する住民の理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するため、情報公開条例等を合併時に制定する。

23-5 納税関係事業

1 前納報奨率については、合併時に統一するものとする。

2 納付書送付時期については、合併時に統一するものとする。

3 納税貯蓄組合については、合併時に廃止するものとする。

23-6 消防防災関係事業

事業の一体性を確立するために、新市において速やかに防災計画を策定する。

23-7 交通関係事業

交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。

また、放置自動車及び放置自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。

23-8 人権啓発事業

人権啓発事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、新市において速やかに計画を策定し、人権意識の高揚に努める。

23-9 保健衛生事業

- 1 母子保健（予防接種、健診他）、各種検診（成人病他）等については、現行を基本として調整する。ただし、
 - ア 検診の対象年齢については、検診内容ごとに調整する。
 - イ 検診の個人負担金については、住民負担を考慮して調整する。
 - ウ 町独自で行なっている検診内容については、住民サービスが低下しないよう調整する。
- 2 各町の特色ある事業等については、基本的に新市に引き継ぐ。

23-10 各種福祉事業

- 1 障害者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。
- 2 高齢者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。
- 3 児童福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。
- 4 保育事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は現行のとおりとする。

保育料については、合併後に統一する。
- 5 新市における地域福祉計画を策定し、地域福祉の充実に努めるものとする。

23-11 環境対策事業

- 1 ごみの資源化については、当面現行どおりとするが、統一に向けて調整する。
- 2 ごみの収集については、当面現行の収集体制を維持し、統一に向けて調整する。
- 3 生ごみ処理機購入費補助については、コンポストは員弁町、電気式生ごみ処理機は藤原町の制度に統一する。
- 4 不法投棄廃棄物回収補助事業について、現行の事業は存続とする。
- 5 一般廃棄物集積場整備事業助成については、制度を廃止し新市において整備する。維持管理については、現行のとおりとする。
- 6 環境審議会については、新市において新たに組織する。

23-12 農林水産関係事業

- 1 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。
- 2 町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。
- 3 農業経営近代化資金及びJA農業経営資金に対する利子補給金の交付については、合併時に調整する。
- 4 水田農業経営確立対策（転作）事業奨励金の交付については、合併時に調整する。
- 5 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- 6 農道・林道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 農業経営基盤促進対策事業マスタープラン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び水田農業振興計画は、新市において調整し、新たに作成する。

23-13 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業は商工・観光振興を図るよう統合又は再編する。

23-14 建設関係事業

- 1 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については、新市で調整するものとする。
- 2 町道工事にかかる受益者の費用負担については、合併時に調整する。
- 3 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- 4 公営住宅については、適正な管理・運営に努めるものとする。

23-15 上・下水道事業

1 上水道について

- ① 水道事業会計は、統一を図る。
- ② 水道給水区域については、現行のとおりとする。
- ③ 使用料については、北勢町及び員弁町は大安町の制度に統一し、大安町及び藤原町の制度を適用する。
- ④ メーター使用料は、合併時に廃止する。

2 下水道について

- ① 下水道事業については、合併後も速やかに事業を推進し、下水道の普及を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。
- ② 受益者負担金は現行のとおりとし、認可事業終了後については、新市の負担金額とする。
- ③ 使用料については、員弁町の制度に統一する。

23-16 町立学校等の通学区域

- 4 町の町立学校等の通学区域は現行のとおりとする。

23-17 学校教育事業

- 1 学校給食については、当面現行のとおりとし、統一に向けて調整する。
- 2 遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。
- 3 奨学金支給事業については、北勢町の制度に統一する。

23-18 社会教育事業

- 1 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。
- 2 その他社会教育事業（各種講座等）は、当面現行を基本とするが、新市においてそのあり方を検討する。
- 3 町指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。
- 4 社会教育施設については、すべて新市に引き継ぐものとする。
また、使用料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

23-19 社会福祉協議会

- 1 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。
また、新市は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう福祉の充実に努める。
- 2 事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。

23-20 その他事業

その他事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、

- 1 現行のとおり新市に引き継ぐもの
- 2 合併時まで調整するもの
- 3 新市において調整するものに区分し調整するものとする。

24 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市まちづくりプラン（新市建設計画）」に定めるとおりとする。

調 印 書

北勢町、員弁町、大安町及び藤原町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく員弁地区町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名、調印する。

平成15年1月24日

北 勢 町 長

加 藤 昭 夫



員 弁 町 長

お 田 素 行



大 安 町 長

日 沖 清



藤 原 町 長

伊 藤 正 俊



立 会 人

合併協議会委員

三重県北勢県民局長
鈴木周作

合併協議会委員

三重県北勢県民局 副局長
葛西 亘

合併協議会委員

川瀬宗雄

合併協議会委員

吉住新吾

合併協議会委員

小川克己

合併協議会委員

伊藤弘美